

ソーシャルワーク専門職倫理としての セルフケア

山 田 美 保

Self-Care as Professional Ethics in Social Work

Miho Yamada

セルフケアは、専門職としてのアイデンティティを示し、責任を果たすために不可欠な要素として注目されている（BASW 2018; NASW 2021）。セルフケアは、新しい概念ではないものの、ソーシャルワーカーが自身の Well-being の維持・向上を目的として実践するものに関する知見は少ない。本稿では、ソーシャルワーカーが実践するセルフケアの概念を先行研究から整理する。また、米国と日本の倫理綱領でのセルフケアの取り扱いとそれへの議論から、専門職倫理としてのセルフケアについて考察し、日本の社会福祉実践および教育への適用について検討する。

I. 研究背景と目的

頻発する自然災害やパンデミックは、脆弱な基盤で生活する人々の存在を顕在化させた。このような時代において、複合的な生活困難を抱える人々の生活環境や地域社会に働きかけ、多様な社会資源を活用・開発するソーシャルワーク機能への社会的要請が高まっている。

一方、ソーシャルワーカーを含む福祉人材不足と定着率の低さは国際的な課題である（HSE 2018; 保正ら 2019; Moorhead 2021）。その背景として、業務量の多さ、低賃金といった労働条件、二次的トラウマや感情労働による共感的疲労があるとされている（Bloomquist et al. 2005; O'Neill, Yoder Slater, & Batt

2019)。また、専門職としての位置づけが不明瞭なまま実践範囲が拡大し、役割葛藤、バーンアウトを経験しているとの指摘がある（佐藤, 2014; 保正ら, 2019; Moorhead, 2021)。さらに、組織的なスーパービジョン体制が十分に整備されておらず、ソーシャルワーカーが組織の要請への対応をしつつ専門的価値にそって実践することに苦慮しているとの報告もある（Collins 2017; 大谷 2019)。Ravalier ら（2022）は、世界の5地域（アフリカ、アジア環太平洋、中南米、欧州、北米）69ヶ国のソーシャルワーカーを対象に調査を行い、ソーシャルワーカーが同等の専門職の中でも最も困難な労働環境で実践しており、バーンアウトと離職が個人やコミュニティへのサービスに否定的な影響を与えていることを明らかとした。

このような状況に対し、ソーシャルワーカーの専門的力を高める方策として、組織的なスーパービジョン体制の構築（大谷 2019）や専門職アイデンティティの確立のための教育（Moorhead 2021）、専門職倫理教育（沖倉 2021）が行われている。また、ソーシャルワーカーが環境リスクに対処するために実践するセルフケア（Berkowitz 2022）やストレスや逆境から回復・成長する力であるレジリエンス（Hitchcock 2021）への関心が高まっている。

特にセルフケアは、専門職としてのアイデンティティを示し、責任を果たすために不可欠な要素としてソーシャルワーク専門職団体から注目されている（BASW 2018; NASW 2021)。国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）は、ソーシャルワークにおける倫理原則のグローバル声明において、ソーシャルワーカーが専門的かつ個人的に自分自身をケアするために必要な措置を講じる義務があるとした（IFSW 2018, 9.6)。これを受け、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）は、2020年の倫理綱領改定で、ソーシャルワーク専門職としての倫理的責任として「ソーシャルワーカーは何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。」（JFSWa 2020, IV. 8 自己管理¹⁾）を新設した。

セルフケアは、新しい概念ではない。しかしながら、ソーシャルワーカーが自身の Well-being の維持・向上を目的として実践するものに関する知見は少

なく、米国での研究に偏っている。近年、英国や中国での報告が見られるが、日本での研究は見当たらない²⁾。そこで、本稿では、ソーシャルワーカーが実践するセルフケアの概念を先行研究から整理する。また、米国と日本の倫理綱領でのセルフケアの取り扱いとそれへの議論から、専門職倫理としてのセルフケアについて考察し、日本の社会福祉実践および教育への適用を検討する。

Ⅱ. ソーシャルワークにおけるセルフケア

医療分野において患者が自身の健康維持・増進のために取り組む活動として発展したセルフケアの概念は、ソーシャルワークにおいてもクライアントを支援する手段として捉えられてきた。しかし、ソーシャルワーカー自身の Well-being が援助関係や支援の質に及ぼす影響が明らかにされる中で、セルフケアは専門職として倫理的責任を果たすために不可欠な要素として捉えられるようになった (Miller 2020)。セルフケアは、多次元で主観性を伴う概念であるため明確に定義することが難しいとされる (Wang et al. 2019)。ここでは、ソーシャルワーク研究において、セルフケアがどのように定義されているかを整理する。

セルフケアは、健康維持やストレスの軽減に向けて個人と組織が意図的に取り組む行動のプロセスと定義され、身体的、心理的、感情的、社会的、スピリチュアル、専門的な領域で構成されている (Bloomquist et al. 2015 ; Miller 2020)。その領域は、活動の意図と活動の種類によって表1のように分類される。領域の境界はあいまいであり、相互に作用するため、包括的に捉える必要がある (Collins 2021)。しかし、先行研究のほとんどは領域を断片的に検証するにとどまっており、包括的な概念構築には至っていない (O'Neill et al. 2019)。

また、ソーシャルワーカーが専門職として取り組むセルフケア (専門的領域) は、「健康と Well-being を維持するという文脈の中で、専門職としての自己を効果的かつ適切に活用する過程」と定義され、個人的セルフケアと区別されている (Lee & Miller 2013, p.98)。そのため、専門的セルフケアは、習慣的な対応としてではなく、今自分が経験していることへの意識 (present moment

awareness) を獲得することを前提としている (Collins 2021)。

表1 セルフケアの領域

領域	活動の意図	活動の種類 (例)
身体的	身体的な健康の維持・促進	運動、規則的な睡眠、健康的な食事
心理的	自己認識 健康的な意思決定の促進	マインドフルネス、日記をつける 内省的活動、カウンセリング
感情的	感情的な Well-being の促進	笑い、ユーモアの効果的活用 ポジティブなセルフトーク
スピリチュアル	人生の意味や目的を見出す	宗教的、スピリチュアルな行事への 参加、祈り、瞑想
専門的	専門職としての健康や力 (competence) の促進	仕事の量や時間の管理、研修、定期的 で良質のスーパービジョン

資料：Bloomquist et al. (2015) をもとに筆者作成。

Ⅲ. 専門職倫理としてのセルフケア

米国と日本のソーシャルワーク専門職団体は、倫理綱領にセルフケアに関する記述を追加した (表2)。ここでは、それぞれの倫理綱領においてセルフケアがどのように取り扱われているかを確認し、専門職倫理としてのセルフケアについて考察する。

1. 米国 (NASW) での取り扱い

NASW の倫理綱領改定でのセルフケアに関する変更は、3点ある。1点目は、倫理綱領の目的5に「セルフケア」という言葉が加えられたことである。既存の目的にセルフケアという文言が追記されただけではあるが、専門職としての責務を果たすための活動として位置づけられたことになる。2点目は、倫理綱領の目的を補足する箇所にセルフケアに関する新たな記述が追加されたことである。具体的には、セルフケアがソーシャルワークに不可欠であり、専門職としてだけでなく、個人としても健康や安全の維持に取り組むことが根拠に基づく活動と明示された。また、ソーシャルワーカーのセルフケアを組織的、教育的に支援するための環境整備が推進されることへの期待が記された。3点目としては、ソーシャルワーカーの価値である誠実さに関連する倫理原則「専門職

として信頼される行動」のためにセルフケアの手段を講じる責務が示された。

ソーシャルワーカーを含む対人援助職は、自身のケアに関心を向けにくいと言われている。例えば、「Social workers elevate service to others above self-interest (ソーシャルワーカーは、自己の利益よりも他者への奉仕を優先する)」(NASW 2021) という倫理原則が、ソーシャルワーカーが自身の健康に関心を向けることを妨げているとの指摘もある (Willis & Molina 2019)。そのため本改訂で、セルフケアが専門職活動としての正当性を得たことは、ソーシャルワーカーが倫理的責任においてセルフケアをする動機づけとして意義深い (Grise-Owens & Miller 2021)。また、ソーシャルワーカーがセルフケアを実践する主な障壁として組織内サポートの欠如や知識不足がある (Berkowitz 2022)。ソーシャルワーク組織や教育機関がソーシャルワーカーのセルフケアへの取り組みを支援することが言及されたことで、これらの障壁の改善に向けた一定の進展が期待できる。

ここでのセルフケアに関する記述は、ソーシャルワーカー自身の Well-being よりも実践の質の向上に重点を置いていると捉えられるとの懸念がある。また、セルフケアが倫理基準に組み込まれず、あくまでも専門職として誠実さを示すための手段にとどまり、専門職倫理として「すべきこと」ならなかったことへの批判もある (Grise-Owens & Miller 2021)。一方、セルフケアが専門職の倫理的責務と位置づけられることは、新自由主義的な個人の責任を強調することにつながり、ソーシャルワーカーをさらに疲弊させるとの批判もある (Scheyett 2021)。

2. 日本での取り扱い

日本の倫理綱領におけるセルフケアに関する変更は、倫理基準の一つである専門職の倫理責任として「自己管理」が新規に設けられたことである。また、この倫理的責任を果たすために、ソーシャルワーカーは自身の心身の状態とそれらの専門的判断や業務への影響を認識しなければならないこと、適切な支援の継続を確保するために、同僚や上司に相談しなければならないことが行動規範として定められた。

管見の限り、日本ではソーシャルワーカーのセルフケアに関する議論が十分にされていると言えない。にもかかわらず、長年セルフケアに関して議論してきた米国より一歩踏み込み倫理基準として自己管理を採用している意義は大きい。倫理基準に自己管理を加えた背景について、JFSW（2020b）は、IFSW（2019）の倫理原則でセルフケアが示されたこと。また、労働者の権利やメンタルヘルスの重要性に対する社会的認知の高まる中で、精神労働であるソーシャルワーク実践者のセルフケアを重視することは当然と考えたと説明している。

改定に際して実施されたパブリックコメント（JFSW 2021）では、セルフケアやストレスマネジメントとしての自己管理は、重要であるため、行動基準を詳細に示すことが要求されている。一方、自己管理が突然追加された印象があり、文章のつながりや内容が不明瞭との指摘もみられる。このことから、セルフケアを専門職倫理と関連付けて認識するソーシャルワーカーは少ないことがうかがえる。また、自己管理を強調することが自己責任論につながることへの懸念も寄せられている（JFSW 2021）。これらに対し、JFSW は自己管理を採用した背景を説明するにとどまっている。

専門的判断や業務に影響する場合を前提として、自己管理に努めることが定められている点は懸念される。NASWの倫理綱領と同様にソーシャルワーカー自身の Well-being よりも実践の質の維持のための責務が強調される可能性がある。また、セルフケアの予防的側面が軽視されるリスクも孕んでいる。これらのリスクを軽減するために、行動規範に示される「個人的・社会的な困難に直面する可能性を自覚し、日頃から心身の健康増進に努めなければならない」（日本社会福祉士会 2021）と併せて普及していくことが重要になるだろう。

日本の倫理綱領では、自己管理に関するソーシャルワーク施設・機関や教育機関のあり方は記述されていない。倫理綱領の性質上、このことを含むには限界がある。また、ソーシャルワーカーの組織・職場に対する倫理責任として、倫理綱領が認識されるよう働きかけることや、倫理実践を妨げる場合に提言や改善を図ることが示されており（JFSW2020a）、ソーシャルワーカーが自身の必要に応じ専門職倫理としてセルフケアの実践を組織や職場で推進することを前提としていると解釈することもできる。しかし、実践者の状況をみると、

医療ソーシャルワーカーの業務困難性には、所属組織の運営や配慮・誠実さといった上司のあり方が関連しており、これらの影響が低くなるのは12年以上の経験者であることが明らかにされている（大口2016）。そのため、所属組織の積極的な介入や自己のWell-beingに関心を持つ風土が未熟な環境において、専門職倫理としてセルフケアを実践する難しさが予測される。

表2 倫理綱領・行動規範³⁾におけるセルフケアの取り扱い

米 国	<p>〔倫理綱領〕 目的 5 この規範は、この分野に新しく参入した実践者がソーシャルワークの使命、価値、倫理原則、および倫理基準を内面化させるとともに、すべてのソーシャルワーカーが、専門職として中核となるこれらの特性への責務を果たすために、セルフケア、継続教育、その他の活動に従事することを促すものである。 (最終パラグラフ) 専門職としてのセルフケアは、有能で倫理的なソーシャルワーク実践のために不可欠である。専門職としての要求、困難な職場環境、およびトラウマへの暴露は、ソーシャルワーカーが個人的および専門的な健康、安全、および誠実さを維持することに正当な根拠を与える。ソーシャルワーク組織、機関、および教育機関は、ソーシャルワーカーのセルフケアを支援するために、組織の方針、実践、および教材を推進することが望ましい。 倫理原則 価値 誠実さ 「ソーシャルワーカーは信頼されるよう行動する。」 ソーシャルワーカーは、専門職または個人として自分自身をケアする手段を講じなければならない。</p>
日 本	<p>〔倫理綱領〕 倫理基準 IV 専門職としての倫理責任 8 (自己管理) ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。 〔行動規範〕 8. 自己管理 社会福祉士は、自らが個人的・社会的な困難に直面する可能性があることを自覚し、日頃から心身の健康の増進に努めなければならない。 8-1 社会福祉士は、自身の心身の状態が専門的判断や業務遂行にどのように影響しているかについて、認識しなければならない。 8-2 社会福祉士は、自身が直面する困難が専門的判断や業務遂行に影響を及ぼす可能性がある場合、クライアントなどに対する支援が適切に継続されるよう、同僚や上司に相談し対応しなければならない。</p>

資料：JFSW (2020)「ソーシャルワーカーの倫理綱領」、日本社会福祉士会 (2021)「社会福祉士の行動規範」、NASW (2021)“Code of Ethics”をもとに筆者作成。

3. 考察

専門職倫理としてのセルフケアは、実践環境がソーシャルワークにもたらす否定的な影響を抑え、専門職としての信頼を維持するという根拠に基づいて実践される個人的かつ専門的活動と位置づけられることが分かった。倫理綱領は、専門職としての価値を示し、行動の指針となるものである。そのため、倫理綱領にセルフケアを明示することは、ソーシャルワーカーが自身のWell-

being に関心を向け、必要な対応をとることを促すのに役立つと考える。その際、倫理綱領がクライアントの利益を優先させることを前提としている点に注意を払う必要がある。ソーシャルワーカーがセルフケアに取り組むのは、自身の Well-being のためであり、その先に倫理的責任があることを倫理綱領で周知することは難しい、現場レベルで取り組むための教育・研修が当面の課題であろう。

一方で、セルフケアを専門職倫理と捉えることがソーシャルワーカー個人の責任を強調させ、さらに疲弊させるリスクがあることも明らかとなった。これは、ソーシャルワーク専門職の行動指針である倫理綱領が持つ特性から避けられないリスクであろう。倫理綱領への採用を出発点とし、セルフケアの自己責任的側面について議論の蓄積がみられる米国の動向 (Scheyett 2021; Berkowitz 2022) を参考にしつつ、用語や活動の範疇などについての検討が必要と考える。Scheyett (2021) は、組織風土や労働環境について言及せずに、専門職倫理としてセルフケアを議論することは、ソーシャルワーカー個人が変わることを暗示していること。組織レベルでセルフケアを推進するためには、個々の管理者の努力では不十分であることを指摘した。そして、専門職団体がセルフケアの一形態としてアドボカシーを実践する必要性を提起している。

IV. 結語

健康維持やストレスの軽減に向けて個人と組織が意図的に取り組む行動のプロセスであるセルフケアは、人が Well-being を追求する権利を擁護するものである。しかしながら、クライアントの利益を最優先に実践するというソーシャルワークの特性は、ソーシャルワーカーが自分の Well-being に関心を向けることを妨げてきた。そのため、ソーシャルワークの倫理綱領にセルフケア明示され、個人、組織、社会がソーシャルワーカー自身もセルフケアを必要とする根拠を示した意義は大きい。一方、専門職倫理としてのセルフケアがソーシャルワーカーの負担を高める危険性があることも分かった。

セルフケアは、新しい概念ではないものの、専門職倫理としての認識は新しいものであることを念頭に、実践・学術の両面での議論が必要と考える。その

際、個人的、専門的に多次元であるセルフケアの特性を考慮する必要がある。特に、日本においては、ソーシャルワーカーとその所属組織・機関、教育機関のセルフケアや自己管理に対する認識や実践状況について把握することから始める必要があるだろう。

米国では学部・大学院生を対象としたセルフケア教育に関する研究が行われており、学生生活上のストレス軽減に対する一定の効果も確認されている。また、ソーシャルワーカー養成教育において、セルフケアを学ぶことは、学生の間だけでなく、卒業後の専門的なセルフケアの実践を促進するとの報告 (Warren 2019) もあり、専門職倫理としてセルフケアを実践につながる可能性も示されている。一方で、日本同様に認定基準を満たすために過密化されたカリキュラにセルフケアを組み込むことの難しいことや対象者の民族・文化背景が偏っていること、アウトカム指標や変数の課題が指摘されている (Griffiths et al. 2019)。

専門職倫理としてのセルフケアに関する議論は、未だ発展途上である。人々の Well-being の向上を目指す専門職養成におけるセルフケア教育の枠組みと方法について検討するとともに、日本のソーシャルワークの文脈でのセルフケアについて検討していくことが望まれる。

注

- 1) 日本の倫理綱領には、セルフケアという用語ではなく、自己管理と表現されているが、JFSW (2020a) や日本社会福祉士会 (2022) による説明から、本稿ではセルフケアと同義語とみなした。なお、本文では概念の混乱をさけるため、日本の倫理綱領・行動規範の項目として説明する場合のみ、自己管理とし、その他はセルフケアで統一した。
- 2) 日本の社会福祉分野では、セルフケアと密接に関連するマインドフルネスの実践への適用に関する知見 (池埜 2014; 井上ら 2022) の蓄積はみられるものの、セルフケアの実践そのものを取り上げた知見は見当たらない。
- 3) 日本では国家資格や実践分野による職能団体ごとに採択した倫理綱領が示されている。本稿では、これらの団体で組織される日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を日本の倫理綱領とした。行動規範は、日本社会福祉士会が 2021 年 3 月に採択したものを引用した。

引用文献

- Bloomquist, K. R., Wood, L., Friedmeyer-Trainor, K. & Kim, H.-W. (2015) Self-care and professional quality of life: Predictive factors among MSW practitioners. *Advances in Social Work*, 16 (2), 292-311.
- Collins, S. (2017) Social Workers and Resilience Revisited. *Practice*, 29 (2), 85-105.
- Collins, S. (2021) Social Workers and Self-Care: A Promoted yet Unexamined Concept? *Practice*, 33 (2), 87-102.
- Executive., H. a. S. (2018) Health and safety at work: Summary statistics for Great Britain 2018. <https://www.hse.gov.uk/statistics/overall/hssh1718.pdf> (2022.9.20 閲覧).
- Griffiths, A., Royse, D., Murphy, A. & Starks, S. (2019) Self-care practice in social work education: A systematic review of interventions. *Journal of Social Work Education*, 55 (1), 102-114.
- Grise-Owens, E. & Miller, J. J. (2021) Self-Care A-Z: National Association of Social Workers (NASW) Code of Ethics (CoE) 2021 Updates Include Self-Care—Celebrations and Crucial Caveats, *The New Social Worker digital edition*. <https://www.socialworker.com/feature-articles/self-care/national-association-social-workers-NASW-code-of-ethics-2021-self-care/> (2022.11.05 閲覧).
- Hitchcock, C., Hughes, M., McPherson, L. & Whitaker, L. (2021) The role of education in developing students' professional resilience for social work practice: a systematic scoping review. *The British Journal of Social Work*, 51 (7), 2361-2380.
- 池埜聡 (2014)「< 特集論文：日本における“マインドフルネス”の展望 > マインドフルネスとソーシャルワーク：日本における社会福祉実践へのマインドフルネス導入の課題」『人間福祉学研究』, 7 (1), 81-98.
- 井上祥明, 玉野緋呂子, & 池埜聡 (2022)「終末期, 緩和ケアにおける医療ソーシャルワークの新展開：マインドフルネスによる「死」への寄り添いを果たした事例研究」『Human welfare』, 14 (1), 139-155.
- International Federation of Social Workers (IFSW) (2018) Global Social Work Statement of Ethical Principles (グローバルソーシャルワーク倫理原則声明). <https://www.ifsw.org/global-social-work-statement-of-ethical-principles/> (2022.10.01 閲覧).
- 保正友子, 杉山明伸, 榎木博之 & 大口達也 (2019)「医療ソーシャルワーカーの離職意向に影響を及ぼす要因」『日本福祉大学社会福祉論集』 140, 1-20.
- Lee, J. J. & Miller, S. E. (2013) A self-care framework for social workers: Building a strong foundation for practice. *Families in Society*, 94 (2), 96-103.
- Lee, J. J. & Himmelheber, S. A. (2016) Field Education in the Present Moment: Evaluating a 14-Week Pedagogical Model to Increase Mindfulness Practice. *Journal of Social Work Education*, 52 (4), 473-483.
- Miller, J. J. (2020) Building competency in self-care for social work students: a course-based case study. *Social Work Education*, 39 (2), 256-269.
- Moorhead, B. (2021) Sustaining professional identity during the initial post-qualification period: Implications for retention strategies. *International Social Work*, 64 (6), 1009-

- 1021.
- National Association of Social Workers (NASW) (2021) Code of Ethics, <https://www.socialworkers.org/About/Ethics/Code-of-Ethics/Code-of-Ethics-English> (2022.10.01 閲覧).
- 日本社会福祉士会 (2021)「社会福祉士の行動規範」<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/kodokihan.pdf> (2022.10.01 閲覧).
- 日本社会福祉士会編 (2022)『三訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規.
- 日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) (2020a)「ソーシャルワーカーの倫理綱領」<https://jfsw.org/code-of-ethics/> (2022.10.01 閲覧).
- 日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) (2020b)「改定『ソーシャルワーカーの倫理綱領』の見どころ～変更したポイントから」https://jfsw.org/wp-content/uploads/2021/07/Social-Worker-Code-of-Ethics_01.pdf (2022.10.01 閲覧).
- 日本ソーシャルワーカー連盟・倫理綱領委員会 (2021)「改定『ソーシャルワーカーの倫理綱領』に関するパブコメに対する回答」https://jfsw.org/wp-content/uploads/2021/05/Social-Worker-Code-of-Ethics_03.pdf
- 沖倉智美 (2021)「ソーシャルワーク実践現場が抱えるジレンマの何を伝えるのか：演習を中心とした倫理教育のあり方に関する一考察」『ソーシャルワーク実践研究』14, 28-40.
- 大口達也, 杉山明伸, 保正友子 & 榎木博之 (2016)「医療ソーシャルワーカー業務の困難性への影響要因に関する研究：所属組織の体制や医療ソーシャルワーカー業務の特性との関連に着目して」『コミュニティ福祉学部紀要』, 18, 1-25.
- O'Neill, M., Yoder Slater, G. & Batt, D. (2019) Social Work Student Self-Care and Academic Stress [Article]. *Journal of Social Work Education*, 55 (1), 141-152.
- 大西良, 藤島法仁, 占部尊士, 鋤田みすず, 矢島雅子 & 保坂恵美子 (2006)「福祉学生のストレスに関する研究」『久留米大学文学部紀要』, 6, 47-66.
- 大谷京子 (2019)「ソーシャルワークスーパービジョンスキルの評価指標開発 - 認定スーパーバイザーへの質問紙調査を通して」『ソーシャルワーク学会誌』, 38, 39-50.
- Ravalier, J., Jones, D., Truell, R. & McFadden, P. (2022) Global social work working conditions and wellbeing. *International Social Work*, 65 (6), 1078-1094.
- 佐藤奈津子 (2014)「ソーシャルワーカーと退院調整看護師間のコンフリクトに関する研究：退院支援担当者へのアンケート調査から」『北星学園大学大学院論集』(4), 19-38.
- Scheyett, A. (2021) The Responsibility of Self-Care in Social Work. *Soc Work*, 66 (4), 281-283.
- The British Association of Social Workers (BASW) (2018) Professional Capabilities Framework.<https://www.basw.co.uk/system/files/resources/pcf-social-worker.pdf> (2022. 10.01 閲覧)
- Warren, S. & Chappell Deckert, J. (2019) Contemplative Practices for Self-Care in the Social Work Classroom. *Social work*, 65 (1), 11-20.

- Wang, Y., Zhang, H. & Yang, Y. (2019) The Moderating Effect of Professional Self-Care Training on Novice Practitioners' Organizational Citizenship Behavior in China. *Social work*, 65 (1), 45-54.
- Willis, N. G. & Molina, V. (2019) Self-care and the social worker : Taking our place in the code. *Social work*, 64 (1), 83-86.

西南学院大学人間科学部社会福祉学科